

指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ②

1 施設の概要

施 設 名	坂出緩衝緑地（番の州球場を除く）	所在地	坂出市番の州公園5番地外
設置目的	番の州を中心とする臨海工業団地と市街地を区分し、生活環境の保全を図る。		
規 模	16.5ha	設置年月日	昭和52年4月供用開始 （一部昭和53年4月供用開始）

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	五栄カイリク株式会社	指定期間	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日
委託業務の内容	①施設の維持管理に関すること ②その他施設の管理運営に必要な事項	県からの委託料	令和4年度 52,000,000円 令和5年度 52,000,000円 令和6年度 46,155,000円 令和7年度 49,960,670円 令和8年度 50,383,180円
導入効果	①管理・運営経費の比較 指定管理者制度導入前と比べ、令和7年度において約818万円の削減。 ②施設管理、法令等の遵守 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を上回る維持管理を実施 ③サービス水準の維持・向上 緑地管理については、除草や刈込が仕様書を上回る頻度で行われており、緑地内の見通しが確保されていることや、樹木の剪定、夜間パトロール、施設の早期修繕を実施することで安全確保を図るなど、仕様書を上回る水準で管理が行われている。 公園利用者のニーズを踏まえた施設整備、ガーデンセミナーやバラ祭り、木の実アート展等の自主事業の実施や、公園HP・SNS、各自治体広報誌等での積極的な広報活動により利用促進に努めており、公園利用者数の増加が図られていると考えられる。		

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の管理形態	指定管理
理 由	①管理・運営経費の比較 直営に戻すよりも、指定管理者制度を継続するほうが、管理経費は少額となる。 ②事業の実施内容及びサービス水準の維持向上 適切に施設管理が行われ、上記のとおり積極的に利用者サービスの向上が図られている。 上記①②から、今後も引き続き指定管理者制度を継続する。

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	公募
非公募の場合、その理由	